

「記念講演」

司法は「個人の尊厳」とどう関わってきたか ～なぜ、今、「個人の尊厳」なのか～



日本国憲法の最高理念は、「個人の尊厳」です。しかし今、日本の政治は、この「個人の尊厳」を実現するのではなく、この理念自体を葬り去ろうとする動きによって、私たちに大きな不安を与えています。そんな時代だからこそ、司法がこれまで「個人の尊厳」の実現にどんな役割を果たし、または果たさなかったのか、そしてそれはなぜなのかを振り返ることに意味があると思います。女性労働と家族をめぐる裁判から、「個人の尊厳」を考えてみたいと思います。（宮地弁護士からのメッセージ）

《講師 宮地 光子さん》

1979年4月 弁護士登録 大阪弁護士会所属 2002年1月 女性共同法律事務所開設
主に離婚・DV、性暴力被害、モラル・ハラスメント、セクシャル・ハラスメント、男女賃金差別事件などに取り組む。
著書「平等への女たちの挑戦—均等法時代と女性の働く権利」（1996年 明石書店）
「男女賃金差別裁判—『公序良俗』に負けなかった女たち」（2005年 明石書店）
共著「性暴力と刑事司法」（2014年 信山社）

「コース別賃金差別裁判」報告集会・第6回総会

東和工業の男女賃金差別を認定した上でも、原告の救済には至らず、企業の裁量権を男女平等権より優先し、会社の「差別のやり得」を許す結果となった司法の判断に抗議！

日 時 2017年9月24日(日)1時～4時

会 場 サンフォルテ 305号室

主 催 男女賃金差別をともにたたかう会

090-1314-1393

<http://tatakaukaitoyama.wixsite.com/tatakaukai>